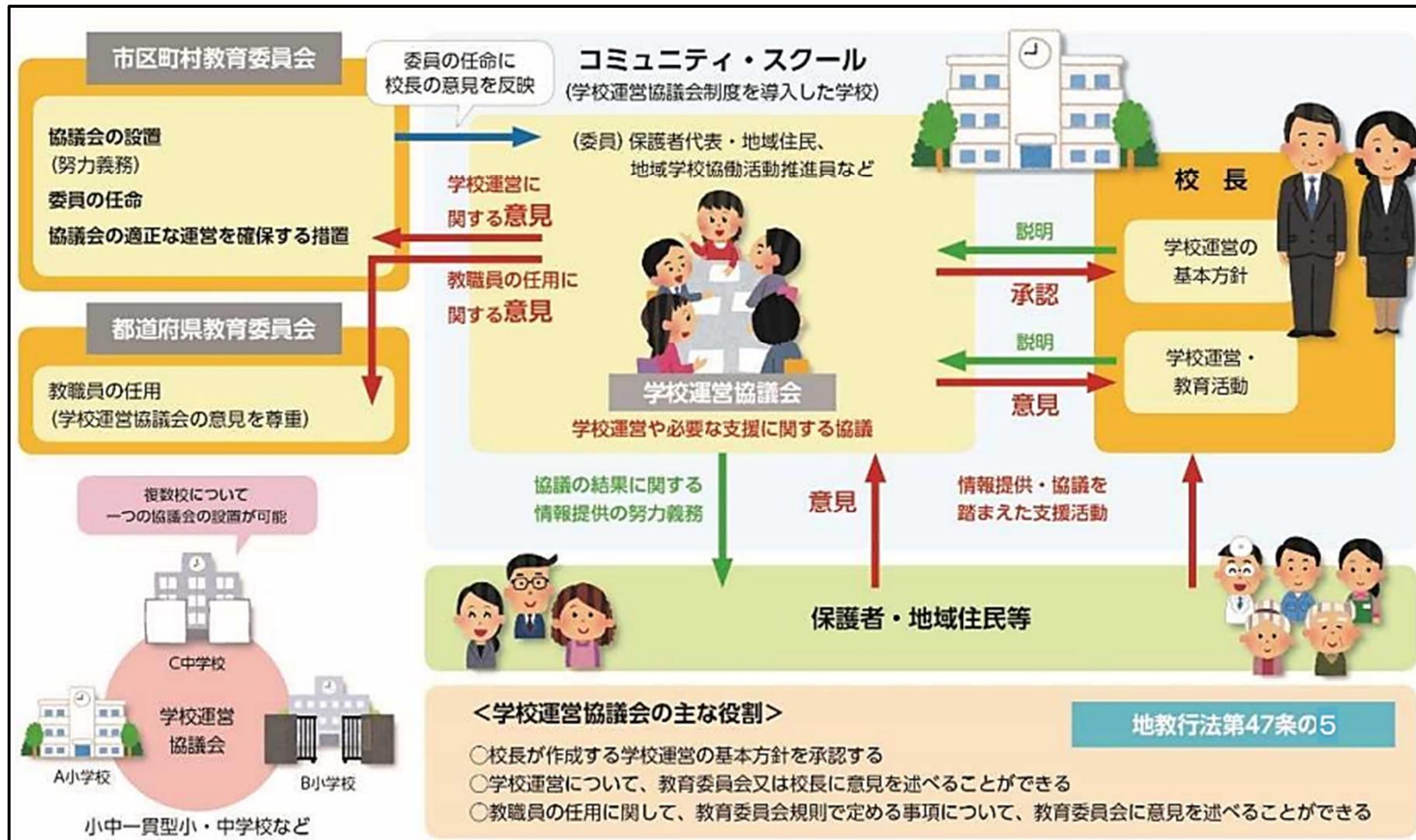


## コミュニティースクールについて(学校運営協議会制度を導入した学校)

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律47条の5】

学校運営協議会の主な3つの機能

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる



※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。